

郵便による転出届

市区町村長あて

年 月 日

まず、以下の質問で該当する項目に□を入れてください。

- 私、又は同時に転出する世帯員が、有効なマイナンバーカードを持っています。
- 私、又は同時に転出する世帯員は、誰もマイナンバーカードを持っていません。

※「有効でないカード」とは、有効期限切れのものや紛失等で廃止手続きしたもの、出国などの事由で失効しているカードのことです。

※転出届取扱が上記の選択項目により異なりますので、必ず裏面の注意事項をお読みください。

1. 届出人

住所 _____
氏名 _____ 署名 _____ 連絡先（日中連絡のできるところ）_____

2. 転出日（転出先に居住を始めた日又は転出予定日）と転出先

転出日	令和 年 月 日	※転出日から14日以上経過した場合、原則郵便での受付はしておりません。 事前にご連絡ください。	
フリガナ			
住所 マンション アパート名等	都・道 府・県	市・区 町・村	
			フリガナ
		世帯主	

3. 今までの住所

フリガナ			
	都・道 府・県	市・区 町・村	
住所 マンション アパート名等		フリガナ	
		世帯主	

※川西市においてはマンション名等は基本的に記載不要です。部屋番号のみを記載して下さい。

4. 転出をする人

フリガナ	生年月日※	性別	今までの世帯主からみた続柄
氏名	明・大 昭・平・令 年 月 日	男女	
フリガナ	生年月日※	性別	今までの世帯主からみた続柄
氏名	明・大 昭・平・令 年 月 日	男女	
フリガナ	生年月日※	性別	今までの世帯主からみた続柄
氏名	明・大 昭・平・令 年 月 日	男女	
フリガナ	生年月日※	性別	今までの世帯主からみた続柄
氏名	明・大 昭・平・令 年 月 日	男女	
フリガナ	生年月日※	性別	今までの世帯主からみた続柄
氏名	明・大 昭・平・令 年 月 日	男女	

添付の必要な書類等

*本人または同一世帯以外の方が届出される場合は、本人自筆の委任状が必要です。

*届出を出される方の本人確認を行いますので、顔写真付き官公署発行の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード等）又は資格確認書等の両面コピーを同封してください。（マイナンバーカードは表面のみ）

*マイナンバーカードをお持ちの場合は**必ずカードのコピーをお願いします。**

*記載の不備等がございましたら、電話で問い合わせをしますので、必ず日中連絡のできる電話番号をご記入ください。
また、日中電話に出ていただくようご配慮お願いします。

*マイナンバーカードをお持ちでない方の転出届の場合、転出証明書を送付しますので返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

(※) 生年月日欄は外国人住民の方は西暦で記入しても差し支えありません。

「不明な点は、あらかじめ下記までお問い合わせください。

川西市役所 市民課

TEL 072-740-1165

郵便による転出届について

※転出日から 14 日以上経過した場合、原則郵送では受付しておりません。事前に川西市役所市民課へお問い合わせください。

用意するもの

① 郵便による転出届

表面の転出届に必要事項を記入してください。

② 本人確認書類

届出人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）のコピー

※特例転出（マイナンバーカードを利用した転出）される方は、マイナンバーカードのコピーを同封してください。

③ 返信用封筒

封筒に届出人の郵便番号、住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。

※お急ぎの場合は速達料金（260 円）を追加した金額の切手を貼り、封筒上部に赤色で「速達」と書いてください。

※特例転出（マイナンバーカードを利用した転出）される方は、返信用封筒は不要です。

注意事項

郵送には時間がかかります。期間に余裕をもってご申請ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

転出証明書を持参のうえ、住み始めてから 14 日以内に転入先市区町村で転入届を行ってください。

※転出証明書を送付する必要がありますので、必ず返信用封筒を同封してください。送付先住所は、現在の住民登録地または新住所地に限ります。

マイナンバーカードをお持ちの方

転出証明情報は住基ネット回線を通じて転入先市区町村へ送信しますので、転出証明書は送付されません。マイナンバーカード持参のうえ、転入先市区町村で転入手続きをに行ってください。なお、本届の郵送は、郵便到達時間等を考慮し、転入届に行かれる数日前に投函してください。

《マイナンバーカードの継続利用についての注意事項》

1. 転入届をする際にはマイナンバーカードが必要となります。必ずご持参ください。
2. あらかじめ登録してある暗証番号（4 枚の数字）が必要となります。忘れられた場合は、転入先市区町村で暗証番号再設定手続きをしてください。
3. 新住所地に住み始めてから 14 日以内に転入届をしなければなりません。14 日を経過した場合、または本転出届に記載した転出予定日を 30 日経過した場合は、マイナンバーカードの継続利用ができなくなりますので、ご注意ください。
4. 転入届は、マイナンバーカードを所持されている本人か、同時に転入される同一世帯員が行ってください。

※マイナンバーカードとは顔写真付きのもので、通知カードとは異なります。